

さくらガーデン デイサービス

重要事項説明書

＜令和3年9月1日現在＞

指定通所介護・日常生活支援総合事業による介護予防通所介護サービス

この重要事項説明書は、当事業所の概要や、当事業所が提供する指定通所介護・日常生活支援総合事業による介護予防通所介護サービスの内容、また、ご利用の上でのご注意頂きたいことについて説明しております。

【さくらガーデン デイサービスの概要】

設置者 社会福祉法人 愛寿会

昭和52年6月7日 神戸市設立認可

代表者 理事長 鈴木 実

名称 さくらガーデン デイサービス

介護保険事業所番号 神戸市指定 第2875004059号

責任者 管理者（施設長） 田中 聡子

所在地 〒651-1512 神戸市北区長尾町上津4658番地の6

交通機関 JR三田駅（神鉄三田駅）から送迎バスが運行中

URL <http://aijuen.or.jp/>

電話番号 078-986-6571 FAX 078-986-6572

サービス提供地域 ●神戸市 北区、赤松台、上津台、長尾町、大沢町、鹿の子台北町南町、西山、京地、菖蒲が丘、八多町中・上小名田下小名田、藤原台北町、中町、南町・道場町

●三田市 相生町、あかしあ台、池尻、馬渡、駅前町、大原、学園、上井沢、上内神、上深田、川除、貴志、けやき台、さくら坂、沢谷、三田町、友が丘、下内神、下田中、下深田、すずかけ台、対中町、中央町、テクノパーク、寺村、中内神、中町、西野上、西山、狭間が丘、八景、広沢、広野、福島、富士が丘、溝口、南が丘、三輪、武庫が丘、屋敷町、弥生が丘、ゆりのき台、横山町

●西宮市 山口町上山口1～3丁目、山口町下山口1～5丁目、北六甲台、山口町名来1～2丁目

●三木市 吉川町楠原・豊岡・東田・毘沙門・米田

利用定員 20名（1日当たり併設する介護予防通所介護相当サービスの定員と合わせた定員）

【営業日及びサービス提供時間】

営業日 月曜日～土曜日（祝祭日も営業）午前9時00分～午後5時00分
 休業日 年末年始（12月30日～1月3日）は休業とさせていただきます。
 サービス提供時間 午前9時00分～午後16時15分（送迎時間は含みません）

【運営の方針】

ご利用者の在宅生活をトータル的に支えていく事業です。ご利用者が生活環境を変えることによる社会性の拡がりを大切にします。ご利用者やご家族の方に満足して頂けるよう人権と自立支援に十分留意し、ご希望や状況に応じたサービスの提供に努めます。

【当施設の設備概要】（施設パンフレットも併せてご覧ください）

当施設はRC造 一部鉄筋造 2階建（敷地面積約5378.30㎡ 延床面積3813.61㎡）の1階部分にあります。（専用部分総床面積約136.8㎡）

施設及び設備	面積	備 考
食堂兼ダイルーム	75.68㎡	和室設備有り
ロビー兼機能訓練室	58.23㎡	平行棒、姿勢矯正用鏡、
静養室	5.88㎡	電動ベッド1台設置
浴室・脱衣室	41.02㎡	一般浴槽、リフト式入浴装置あり
トイレ	専用2箇所	洋式車椅子対応・暖房便座設置
相談室	9.90㎡	
送迎車 身体障害者輸送車2台（リフト付き・2台の兼用含む） 車椅子・歩行車等の介護機材を用意しています。 空調設備（冷暖房）完備・厨房併設 防火防災設備 スプリンクラー・自動火災報知器等 消防法に適合		

【当センターの職員体制】

管理者	1名	看護職員	1名以上
相談員	1名以上	介護職員	5名以上
管理栄養士	2名	機能訓練指導員	1名以上

【サービスの内容】 (原則介護保険給付対象となるサービスです)

別紙の標準日課予定表もご参照下さい。

1. サービス提供時間 ……通常規模型 6時間以上7時間未満の指定基準です。
2. 送迎サービス ……ご自宅と当施設間の送迎を行います。

＜標準送迎時間＞

ご自宅にお迎えの上、午前9時00～10時00頃までに到着。帰宅時は、午後16時00分センターを出発となっておりますが、交通事情等で多少の変動がございます。予めご了解下さい。車椅子の方もご利用できます。

3. 入浴介助サービス ……健康チェックの上でサービス提供いたします。
リフト式入浴装置で、歩けない方も入浴できます。
4. 個別機能訓練 ……ケアプラン（通所介護計画）に基づいた栄養マネジメント、口腔機能向上、日常生活動作の改善を目的としたプログラム提供体制があります。
5. レクリエーション・趣味等 ……ゲームや手芸等、楽しみや生きがいにつながる様々な活動や自立支援活動を行います。
6. 健康管理・生活相談 ……血圧、体温、脈拍の測定を行い、健康相談や生活相談に応じております。
7. 季節の行事 ……季節ごとの行事を多彩に計画しております。
(介護保険給付対象とならないサービスも含まれます。その都度お知らせします)

※介護保険給付対象とならないサービス

- 食事の提供サービス ……昼食（12時から）とおやつを提供します。
併設施設の厨房で調理しています。（食事提供費用として材料費と調理費用を頂きます）

【当施設の利用料金】

1.基本料金

通所介護利用料（法令に定められた、介護保険の給付対象費用）は、認定介護区分と各加算の単位数に地域区分（4級地・10.54円）を乗じて算出します。

当事業所では、ご利用時に対し介護保険法冷等に従い介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防通所相当サービスを提供しますが、これらのサービスには

- ① 利用料金の一部が第一号事業支給費または介護保険給付費から支給・給付される場合、
- ② 利用料金の全額をご利用者に負担頂く場合、

があります。

- (1) 第一号事業支給費または介護保険給付費の支給・給付対象となるサービス
(本契約書第2条)

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割※所得等により異なる）が第一号事業支給費・介護保険給付費から支給・給付されます。

- (2) 一月当たりのサービス料金

【ア】【事業対象者・要支援1・要支援2のご利用者のサービス利用料金】

事業対象者、要支援1及び要支援2のご利用者は1ヶ月単位の利用料金となります。

利用回数、利用時間はケアプランによって計画された利用回数、利用時間とします。

認定介護区分	介護保険適用の単位数	利用料金の全額	介護保険適用時の利用料金自己負担額（ ）の金額は2割負担額
要支援1	1,672単位	17,622円	1,762円 (3,524円)
送迎利用が無い方	△376単位	13,659円	1,461円 (2,922円)
要支援2(週1回程度)	1,672単位	17,622円	1,762円 (3,524円)
送迎利用が無い方	△376単位	13,659円	1,461円 (2,922円)
要支援2(週2回程度)	3,428単位	36,131円	3,613円 (7,226円)
送迎が無い方	△752単位	28,205円	2,821円 (5,642円)

※通所型独自サービス同一建物減算（送迎がない場合支援1△376単位、支援2△752単位）

- ①サービス提供体制強化加算 (I) : 88単位/月 (93円 (186円) /月)
(要支援1) (II) : 72単位/月 (76円 (152円) /月)
(III) : 24単位/月 (26円 (52円) /月)
- ②サービス提供体制強化加算 (I) : 176単位/月 (186円 (371円) /月)
(要支援2) (II) : 144単位/月 (152円 (304円) /月)
(III) : 48単位/月 (51円 (101円) /月)
- ③事業所評価加算 120単位/月 (127円 (253円) /月)
- ④運動器機能向上加算 225単位/月 (238円 (475円) /月)
- ⑤栄養アセスメント加算 50単位/月 (53円 (月) 新設)
- ⑥栄養改善加算 200単位/月 (210円 (400円) /月)
(※原則3月以内、月2回を限度)
- ⑦口腔機能向上加算 (I) : 150単位/月 (158円 (316円) /月)
(II) : 160単位/月 (円 (168円 (337/月)
- ⑧口腔・栄養スクリーニング加算 20単位/月 (159円 (317円) /月)
- ⑨若年性認知症利用者受入加算 240単位/月 (253円 (506円) /月)
- ⑩生活機能向上グループ活動加算 100単位/月 (106円 (211円) /月)
- ⑪生活機能向上連携加算 (I) : 100単位/月 (新設)
(II) : 200単位/月 (新設)

- ⑫選択的サービス複数実施加算 (I) : 80単位/月 (506円 (1,012円) /月)
(II) : 700単位/月 (738円 (1,476円) /月)
- ⑬介護職員処遇改善加算 (I) : 月の合計単位数×5.9%
- ⑭介護職員等特定処遇改善加算 (I) : 月の合計単位数×1.0%
(自己負担は1割もしくは2割)

上記④～⑫は該当者のみ加算となります。()内は自己負担額です。それぞれのご利用実績に応じた自己負担額を法令に従い計算し、1ヶ月ごとに請求いたします。⑬⑭は一月あたりの合計単位数に所定の率を乗じたものとなるため、単位数と自己負担額は月ごとに変動します。

※第一号事業支給費・介護保険給付体系に変更があった場合、事業者は、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

※ご利用者が未だ事業対象者の判定または要支援の認定を受けていない場合は、一旦サービス利用料金の全額を事業者にお支払い頂きます。のちに、事業対象者の判定または要支援の認定を受けた際には、先立ってお支払い頂いた利用料金全額から自己負担額を差し引いた金額が、第一号事業支給費または介護保険給付費から支払われる事となります。(償還払い方式)。また、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。なお、償還払いとなる場合、事業者は、ご利用者が第一号事業支給費または介護保険給付費の申請を行う際に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

【イ】【要介護1から要介護5のご利用者のサービス利用料金】

一日当たりのサービス料金

下記の利用料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた金額（自己負担額）をお支払い頂きます。

（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度により異なります。）

● 一日当たりの基本利用料金・通常規模事業所（7－8時間設定）

認定介護区分	介護保険適用の 単位数	利用料金の全額	介護保険適用時の利用料金自己負担額 ()の金額は2割負担額
要介護1	655単位	6,903円	691円 (1,382円)
要介護2	773単位	8,147円	815円 (1,630円)
要介護3	896単位	9,443円	945円 (1,890円)
要介護4	1,018単位	10,729円	1,073円 (2,146円)
要介護5	1,142単位	12,036円	1,204円 (2,408円)

● 一日当たりの基本利用料金・通常規模事業所（6－7時間設定）

認定介護区分	介護保険適用の 単位数	利用料金の全額	介護保険適用時の利用料金自己負担額 ()の金額は2割負担額
要介護1	581単位	6,123円	613円 (1,226円)
要介護2	686単位	7,230円	723円 (1,446円)
要介護3	792単位	8,347円	835円 (1,670円)
要介護4	897単位	9,454円	946円 (1,892円)
要介護5	1,003単位	10,571円	1,058円 (2,116円)

● 一日当たりの基本利用料金・通常規模事業所（5－6時間設定）

認定介護区分	介護保険適用の 単位数	利用料金の全額	介護保険適用時の利用料金自己負担額 ()の金額は2割負担額
要介護1	567単位	5,976円	598円 (1,196円)
要介護2	670単位	7,061円	707円 (1,414円)
要介護3	773単位	8,147円	815円 (1,630円)
要介護4	876単位	9,233円	924円 (1,848円)
要介護5	979単位	10,318円	1,032円 (2,064円)

● 一日当たりの基本利用料金・通常規模事業所（4－5時間設定）

認定介護区分	介護保険適用の 単位数	利用料金の全額	介護保険適用時の利用料金自己負担額 ()の金額は2割負担額
要介護1	386単位	4,068円	407円 (814円)
要介護2	442単位	4,658円	466円 (932円)
要介護3	500単位	5,270円	527円 (1,054円)
要介護4	557単位	5,870円	587円 (1,174円)
要介護5	614単位	6,471円	648円 (1,296円)

● 一日当たりの基本利用料金・通常規模事業所（3－4時間設定）

認定介護区分	介護保険適用の 単位数	利用料金の全額	介護保険適用時の利用料金自己負担額 ()の金額は2割負担額
要介護1	368単位	3,878円	388円 (768円)
要介護2	421単位	4,437円	444円 (879円)
要介護3	477単位	4,027円	503円 (995円)
要介護4	530単位	5,586円	559円 (1,107円)
要介護5	585単位	6,165円	617円 (1,221円)

※〔 () の金額は2割負担額 〕

- ① サービス体制強化加算 (I) : 22単位/回〔23円(45円)/回〕
 ※介護福祉士70%以上or勤務10年以上介護福祉士25%以上在職
 (II) : 18単位/回〔19円(37円)/回〕
 ※介護福祉士50%以上
 (II) : 6単位/日〔7円(13円)/回〕
 ※介護福祉士40%以上or勤務7年以上介護福祉士在職
- ② 個別機能訓練加算
 加算I(イ) : 56単位/日〔56円(112円)/日〕
 (機能訓練指導員1名配置、配置時間の定め無し)
 加算I(ロ) : 85単位/日〔85円(170円)/日〕
 (機能訓練指導員2名配置、サービス提供時間帯通じて配置)
 加算II : 20単位/日〔20円(40円)/日〕
 (新設) ※加算(I)に上乗せして算定
- ③ 科学的介護推進体制加算 40単位/日〔40円(80円)/日〕新設
- ④ 入浴介助加算(I) 40単位/日〔40円(80円)/日〕
- ⑤ 入浴介助加算(II) 55単位/日〔円(106円)/日〕
- ⑥ 若年性認知症利用者受入加算 60単位/日〔64円(126円)/日〕
- ⑦ 栄養改善加算 150単位/回〔159円(317円)/回〕
 但し月2回限度、3ヶ月以内

- ⑧ 口腔機能向上加算 (Ⅰ) : 150 単位/回 [159 円 (317円) /回]
 口腔機能向上加算 (Ⅱ) : 160 単位/回 [169 円 (337円) /回]
 (但し月 2 回限度、3 ヶ月以内 ※ (Ⅰ) (Ⅱ) 併算定不可)
- ⑨ 認知症加算 60 単位/日 [64 円 (127円) /日]
- ⑩ 中重度者ケア体制加算 45 単位/日 [48 円 (95円) /日]
- ⑪ ADL維持等加算 (Ⅰ) : 3 単位/日 [4 円 (7円) /日]
 (Ⅱ) : 6 単位/日 [7 円 (13円) /日]
- ⑫ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) : 月の合計単位数 × 5.9 %
- ⑬ 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) : 月の合計単位数 × 1.0 %
 (自己負担額は 1 割もしくは 2 割)

上記②～⑦は該当者のみ加算となります。〔 〕内は自己負担額です。それぞれのご利用実績に応じた自己負担額を法令に従い計算し、1 ヶ月ごとに請求いたします。⑩⑪は一月あたりの合計単位数に所定の率を乗じたものとなるため、単位数と自己負担額は月ごとに変動します。

※ご注意

介護度の認定を受けていない方、介護保険の給付制限を受けている方、生活保護を受けている方は、利用料金の自己負担額が異なります。

介護保険の給付にはそれぞれの認定区分に応じた利用上限額があります。それを超えた部分については、全額をお支払い頂きます。

詳しくは、担当の介護支援専門員にご確認下さい。

2. その他の料金 (利用料金と合わせて請求させていただきます)

- 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 10 kmを超えたら 200 円、以降 5 km増すごとに 100 円
- レクリエーション・手芸材料費用、実費相当分 1 ヶ月 100 ~ 1,000 円
(参加者のみ事前説明の上頂きます)
- 行事参加費…事前にお知らせの上、実費を頂く場合がございます。
- サービス提供記録等のコピー、1 枚 10 円
- 介護保険が適用にならないサービス (連絡ノート等の購入) については、実費を頂きます。
- 理美容サービス利用料
事前申し込みの上、当日現金で業者にお支払いをお願いします。ご利用される場合は、サービス提供時間外となります。
利用料金 カット、顔そり、セット料金は実費が必要になります。
- 洗濯サービス利用料 利用料金 1 回 100 円
※ただし入浴時の着替えに限らせていただきます

● キャンセル料 (利用料金と合わせて請求致します)

ご利用者のご都合で利用を中止される場合は、後記のキャンセル料を頂く場合がございます。体調不良などの場合等やむを得ない場合は頂きませんので、必ず状況を合わせてご連絡ください。

① ご利用前日 (PM5時) までに、ご連絡を頂いた場合……………無料

② ご利用当日に、キャンセルされた場合……………650円 (有料)

※ただし、急な入院や病状の急変などの場合はこの限りではありません
(食事提供費用相当分)

【料金のご請求とお支払い方法】

翌月23日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収証を発行いたします。お支払いの方法は、金融機関口座から自動払い、口座振込と窓口支払いの方法があります。

口座振込の場合、振込手数料はご利用者負担となります。

※振込指定口座

●三井住友銀行 三田支店 普通口座 1329458
社会福祉法人 愛寿会 特別養護老人ホーム さくらガーデン
施設長 田中 聡子

【サービスの利用方法及びサービスの利用申込】

直接お電話、又はご来所の上お申し込み下さい。担当されている居宅介護支援事業所を通じてのお申し込みでも結構です。

担当職員が打合わせにうかがい、ご利用者の心身状況の確認、通所介護計画作成、契約締結を行い、緊急連絡先の住所・氏名・電話番号・ご利用者との関係・主治医氏名・連絡先等の重要な事項の確認、介護保険被保険者証確認、入浴サービスに関する医師の意見書を提出の後、サービスの提供を開始します。

【サービス提供の中止など】

以下の場合に、ご利用途中でもサービスを中止する場合があります。状況に応じてご連絡などの対応をさせていただきます。

①お迎え時、明らかに健康状態が悪い場合。

②ご利用日の健康チェックで体調が悪いことがわかった場合、ご利用中に体調が悪くなった場合。

気象上の警報 (暴風雪・暴風・大雨・大雪・浸水・洪水) が兵庫県南東部に発令された場合や、道路等の凍結・積雪・浸水・損壊のため安全なサービス提供ができないと事業者が判断した場合は、状況に応じてご連絡の上で、サービスを中止する場合があります。

【契約の終了】

契約書第15条をご参照・ご確認下さい。

1. 利用者のご意思でサービス利用契約を終了される場合等、サービスの終了を希望される日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、とご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等は、文書で通知することによってサービスを直ちに終了させることができます。

2. 当デイサービスセンターの都合で契約・サービスを終了する場合

ご利用者が、サービス利用料金のお支払いを2ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず催告の日から14日以内にお支払いのない場合、ご利用者やご家族などが正当な理由なくサービス利用の中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスの利用ができない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族が当センターの他のご利用者や職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、ただちに契約を終了させて頂くことがあります。

3. 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約・サービスを終了いたします。

- ご利用者が、他の介護保険施設に入所された場合
- ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1または要支援2と認定された場合（要支援1，2の場合、併設の介護予防通所介護事業がご利用になれます。ご相談ください）
- ご利用者が亡くなられた場合
- 事業者がやむを得ない事情により閉鎖もしくは縮小する場合

【サービスご利用に当たっての留意事項】

体調確認	お迎えに上がったとき体調のご確認をさせていただきますので、お願いします。ご連絡もお受けいたします。
体調不良等によるサービスの中止・変更	体調不良等によりサービスの中止・変更がある場合は、遅くとも必ず前日の（PM5時）までにご連絡下さい。
食事のキャンセル	食事をキャンセルされる場合は、前日の（PM5時）までにお申し出下さい。お申し出のない場合は、食事代を負担していただきます。
時間変更	ご利用時間変更の場合は前日までにお申し出下さい。ご家族による送迎となる場合がございますのでご了承下さい。
設備、器具の利用	原則施設所有のもので、共用のものに限らせて頂きます。
宗教活動	禁止させていただきます。
営利活動	禁止させていただきます。
危険物・動植物 飲食物等	持ち込みは原則禁止しています。詳しくはご相談下さい。
喫煙	禁止させていただきます。
その他	感染予防のため、ご来所頂いたとき必ず玄関フロアの手指消毒器により手指の消毒をお願いいたします。 介護保険被保険者証の記載内容に変更があった場合は、速やかにご提示下さい。（介護保険給付が受けられなくなる事があります）
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳、連絡帳入れ ・入浴される方はタオル・バスタオル・着替えの衣類等 ・紙パンツやオムツ等をご利用の方は、交換用として2～3枚 ・現金・貴金属類はできるだけお控え下さい。やむを得ない場合は事務所にお預け下さい。 ・荷物・所持品にはフルネームをお書き下さい。 ・服用されているお薬

【緊急時の対応方法】

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡いたします。

緊急連絡先の住所・氏名・電話番号・ご利用者との関係・主治医氏名・連絡先などを所定の届け出用紙にてあらかじめお届け下さい。また、変更などがございましたら必ずご連絡ください。

【非常災害対策】

災害時の対応……日常的に緊急時の連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確保しています。

防災設備……法的に定められている防災・通報設備、避難階段・スプリンクラー・スロープなどの設備があります。

防災訓練……定期的訓練を実施します。

防火管理責任者…春本 一也

【サービス内容に関する相談・苦情】

事業所のご利用者相談・苦情担当窓口

担当者 事業担当相談員 電話番号 078-986-6571

年末年始(12月30日～1月3日)を除く月曜日～土曜日 午前9時00分～午後5時00分

苦情解決責任者 田中 聡子

社会福祉法人愛寿会では苦情解決規程を定め、第三者委員を任命しております。詳細と第三者委員の連絡先は、施設窓口または施設内の掲示でご確認下さい。

【事業者以外の苦情相談受付機関】

- 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

所在地 神戸市中央区三ノ宮町1-9-1-1801

電話番号 078-332-5617

受付時間 平日 午前8時45分～午後5時15分

- 神戸市生活情報センター (契約についてのご相談)

電話078-371-1221

受付時間 平日 午前8時45分～午後5時30分

- 神戸市保健福祉局 高齢福祉部 介護指導課

電話078-322-6326

受付時間 平日 午前8時45分～12時・午後1時～5時30分

※お住まいの市区町村の介護保険担当相談・苦情窓口等でも受け付けています。

【併設事業】

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）さくらガーデン 定員70名
介護保険事業所番号 2875004034号 令和3年9月1日指定

指定短期入所生活介護事業 さくらガーデン ショートステイ 定員10名
指定介護予防短期入所生活介護事業
介護保険事業所番号 2875004042号 令和3年9月1日指定

指定介護予防通所介護事業 さくらガーデン デイサービス 定員20名
介護保険事業所番号 2875004059号 令和3年9月1日指定

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 神戸市北区上津4658番地の6

名称 さくらガーデン デイサービス

管理者 田中 聡子 ⑩

説明者 所属 生活支援課 生活相談員

氏名 ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 ⑩

署名代行者 住所

氏名 ⑩

利用者との関係

署名代行の理由

別 紙

標 準 日 課 予 定 表

<令和3年9月1日現在>

一日の流れ（通常プログラムの概要）

～10:00	施設送迎車にてご自宅へお迎え
～10:30	来所、手洗い、うがい、健康チェック 朝の挨拶など
10:30～11:50	入浴・個別機能訓練・日常動作訓練または、 レクリエーション（カラオケ等）体操など
11:50～12:00	ラジオ体操（リハビリ体操）・口腔ケア体操
12:00～14:00	昼食、自由時間
14:00～15:00	レクリエーション（カラオケ等） または、個別機能訓練・日常動作訓練・体操など
15:00～15:50	おやつ、体操、挨拶、終わりの会 （次回のご案内など）
16:15～	施設送迎車にてご自宅までお送り